



茨城労働局発表
平成28年1月29日

【照会先】
茨城労働局職業安定部職業安定課
課長 森田 伸二
課長補佐 益子 寿浩
(電話番号) 029-224-6218

「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」の実施について ～ 若者の正社員実現に向けた取組の強化 ～

茨城労働局（局長 中屋敷 勝也）は、雇用情勢が着実に改善する中、不本意ながら非正規雇用で働く方の正社員転換や、就職未内定又は進路未決定の学生・生徒をはじめとする若者の正社員就職の実現に向けた取組を強力に推進するため、関係機関及び団体等と連携しながら、平成28年3月末までの期間、「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」（以下「キャンペーン」といいます。）を実施します。

I 茨城県内における非正規雇用・未内定生徒等の現状

茨城県における雇用労働者に占める非正規雇用労働者の割合は、平成19年度に33.3%であったものが、平成24年度には38.6%と、5.8%増加しています（※1）。

また、正社員の有効求人倍率については改善傾向にはあるものの、0.75倍（平成27年12月、原数値）と1倍に満たない状況にあります（※2）。

平成28年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定率は平成27年12月末現在で91.4%と、前年同月に比べ1.3ポイント上回っておりますが、未内定者が未だ432人存在しています（※3）。

（※1）平成19年度、24年度「就業構造基本調査」（総務省）

（※2）平成27年12月「職業安定業務統計」（茨城労働局）

（※3）平成27年12月「新規高等学校卒業予定者の求人・求職・内定状況」（茨城労働局）

II 茨城労働局・ハローワークにおける取組

上記Iの現状を踏まえ、茨城労働局では、次の取組を実施します。

1 労働局における取組

(1) 県内経済4団体、管内主要事業主等への要請等

平成28年2月19日（金）に「新卒者等就職・採用応援本部」（本部長 茨城労働局長）を開催し、席上、茨城労働局長から県内経済4団体に対し、非正規雇用労働者の正社員転換、学卒者の正社員就職について要請します。（なお、この「新卒者等就職・採用応援本部」の冒頭のみ取材可能です。希望される場合には、実施日の前日までに職業安定課まで連絡をお願いします。）

このほか、労働局幹部職員が業種団体や管内主要事業主を訪問し、同趣旨の要請を行います。

(2) 「フリーターの現状」に関する若者への周知

若者本人の自覚を促し、今後の働き方について考えるきっかけを提供するとともに、「土浦わかものハローワーク」、「新卒応援ハローワーク」(ハローワーク水戸、土浦内に設置)の周知・利用促進を図るため、フリーターの現状等を解説したパンフレット(別添「正社員?フリーター?何が違うの??」)を県内各市町村、ジョブカフェ、地域若者サポートステーション等の関係機関に配布し、若者への周知について協力依頼を実施します。

2 県内各ハローワークにおける取組

(1) 就職未内定又は進路未決定の学生・生徒への支援等

学校と密接に連携し、就職未内定者に「就職をあきらめさせない」ため、できるだけ多くの未内定者をハローワークに誘導し、ハローワークに設置している専門支援員(学卒ジョブサポーター)等による出張相談、各種セミナー、求人情報の提供、個別支援(職業相談、応募先の選定、面接指導等)を実施するなどにより、正社員就職を支援します。

このほか、今後の働き方について考えるきっかけを提供するため、上記1(2)のパンフレットを学校等を通じて支援の必要な学生、生徒へ配布します。

(2) 各地域の経済団体、事業主等への正社員転換・学卒正社員就職に係る要請

(3) 正社員転換に係る助成金等の活用の促進、労働契約法に基づく無期転換ルール、若者雇用促進法の周知等

キャンペーン期間中、県内各ハローワークにおいては、事業所訪問時や、ハローワークの窓口、事業主団体等が主催する会議等を活用し、

- ① 正社員転換に取り組む事業主への支援措置等の周知・活用促進(別添「事業主配布用リーフレット」の1参照)
- ② 労働契約法に基づく無期転換ルールの周知(別添「事業主配布用リーフレット」の2参照)
- ③ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の取得の促進(別添「事業主配布用リーフレット」の3参照)
- ④ 若者雇用促進法に基づく職場情報提供制度及びハローワークにおける求人不受理制度の周知(別添「事業主配布用リーフレット」の4参照)

などを実施します。